

令和2年5月15日提出

熊本市立学校及び幼稚園における教育活動の再開に伴う対応について

学校保健安全法第20条の規定に基づき措置した臨時休業の終了後から、教育活動を再開するに当たって講じる感染防止対策等について次のとおり議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

別紙1から3のとおり

(提出理由)

新型コロナウイルス感染症については、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」について、重点的な感染拡大防止が必要な13の「特定警戒都道府県」の一部と、それ以外の34県すべてで宣言が解除された。本市においても4月27日以降の新規感染者は1人であり、5月13日開催の対策本部会議においてリスクレベルは「警報」から「警戒」へと引き下げられている。一方で専門家会議からは、リスクレベルが下がったことに安心せず、引き続き「3つの密」を避けることなどの感染対策を継続していく必要があるとの見解が示されている。

以上を踏まえ、学校保健安全法第20条に基づき措置した臨時休業の終了後から、教育活動を再開するに当たって講じる感染防止対策等について、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教育委員会規則第6号)第2条の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立学校及び幼稚園における教育活動の再開に伴う対応について

#### 1. 学校再開に当たっての感染防止対策等について

学校再開に当たって講じる感染防止対策については、別紙2及び3に基づき行う。

#### 2. 再開前の臨時登校（園）日の設定について

5月25日（月）から5月29日（金）までの期間において、休校期間中の状況把握や再開に向けたガイダンス等を実施するための臨時登校（園）日を設定することができる。

この場合、学校規模等に応じて密集等とならないよう学年や学級別での分散登校について検討するとともに、1教室の幼児・児童・生徒数は20人以下を目安として行うこととする。

#### 3. 段階的な教育活動の再開について

6月1日（月）からの1週間は、半日程度の慣らし登校（園）の期間とし、6月8日（月）から全面的に教育活動を再開する。

ただし、慣らし登校（園）の期間は、学校（園）長の判断により延長することができる。

#### 4. 出席の取扱いについて

臨時登校（園）日は、臨時休業期間中であることから、授業日数として取り扱わない。

また、学校再開後においても、保護者が出席させることに不安を感じた場合は、学校保健安全法第19条による出席停止の措置とし、指導要録上の「欠席日数」としない。

#### 5. 入学（園）式について

実施する場合は、6月の第1週を基本とし、各学校（園）において実施日時を決定する。

なお、実施にあたっては、次のような感染防止対策を講じた上での実施とする。

- (1) 参加者は、新入生、保護者、職員のみとする。
- (2) 実施時間は、式典の内容を精選し、全体の時間を短縮する。
- (3) 参加者全員のマスク着用を徹底する。
- (4) 換気のため、出入り口の扉や窓を開放する。

#### 6. 学校給食について

学校給食については、6月1日（月）から再開する。なお、配膳及び片付け時は、配膳室周辺等が密集しないよう、時間差や適切な距離を設けることとする。

また、喫食の際は、飛沫を飛ばさないように、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応を行う。

## 7. 児童育成クラブについて

児童育成クラブについても、令和2年（2020年）6月1日（月）より運営を再開する。

また、再開後の運営においては、その密集性を回避し感染を防止する観点から、一定のスペースを確保するために、図書室、体育館、校庭、教室等の学校施設を活用することとする。

## 8. 部活動について

部活動については、6月8日（月）以降の慣らし登校期間の終了後から、活動することができる。

ただし、当面の間は屋外又は屋内での活動を問わず、実施内容や方法を工夫することとし、かつ、児童生徒のみで活動することなく、教師や部活動指導員等の管理監督の下、実施状況を把握し、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底するとともに、部室等の利用は短時間とし、一斉に利用しないなどの点に留意して実施する。

また、小中学校においては昨年度制定した「部活動の指針」を遵守した活動とする。

## 9. 再開後における新型コロナウイルス感染者の発生等に伴う対応について

各学校（園）における幼児・児童・生徒及び教職員に新型コロナウイルス感染者が発生等した場合の出席停止及び臨時休業の措置については、令和2年（2020年）4月6日付け教政発第14号通知により対応する。

# 学校再開にあたっての確認事項

別紙 2

チェック	基本的な事項の確認
1	<input type="checkbox"/> マスクの予備は確保できている
2	<input type="checkbox"/> 消毒液は確保できている（アルコール消毒液もしくは次亜塩素酸ナトリウム液）
3	<input type="checkbox"/> 健康観察等の体制づくりができている <input type="checkbox"/> ①記録用紙（健康観察表） <input type="checkbox"/> ②家での体温測定を忘れた幼児児童生徒への対応 <input type="checkbox"/> ③発熱等があった場合の体制づくり（別室の確保、担当者等） <input type="checkbox"/> ④保護者への連絡体制
4	<input type="checkbox"/> 基本的な感染症予防対策について幼児児童生徒及び教職員へ周知できている <input type="checkbox"/> 【咳エチケット、手洗い、マスクの着用、登園・登校（出勤）前の体温測定、かぜ症状がある場合は登園・登校（出勤）を見合わせる等】
5	<input type="checkbox"/> 学校医・学校薬剤師等と連携して保健管理体制を整えている
チェック	教室等の環境整備
6	<input type="checkbox"/> 教室等の換気はできている
7	<input type="checkbox"/> 教室等の清掃及び消毒はできている（令和2年3月4日付事務連絡参照） <input type="checkbox"/> ①床にゴミが落ちていない <input type="checkbox"/> ②ゴミ箱が空になっている <input type="checkbox"/> ③よく触れる箇所の消毒ができている（机、椅子、照明スイッチ、ドアノブ、窓の鍵、階段の手すりなど）
8	<input type="checkbox"/> 座席間は可能な範囲で間隔を確保できている（1m以上離す等）
9	<input type="checkbox"/> 手洗い場・トイレの石鹸が整備されている
<p>【参考】咳エチケット（厚生労働省ホームページより）            咳やくしゃみをする際、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえること</p>	

# 学校再開後の確認事項

別紙 3

	チェック	教室等の環境整備
1	<input type="checkbox"/>	こまめな換気ができている（1時間に1～2回程度） ※2方向のそれぞれ1つ以上の窓（対角線上の窓）を広く開ける
2	<input type="checkbox"/>	教室等の清掃及び消毒はできている（1日1回以上）
	<input type="checkbox"/>	①床にゴミが落ちていない
	<input type="checkbox"/>	②ゴミ箱が空になっている
	<input type="checkbox"/>	③よく触れる箇所の消毒ができている （照明スイッチ、ドアノブ、窓の鍵、階段の手すりなど）
3	<input type="checkbox"/>	手洗い場・トイレの石鹸が補充されている
	チェック	健康観察
4	<input type="checkbox"/>	教職員は自身の健康観察を行っている（体温測定、かぜ症状等）
5	<input type="checkbox"/>	幼児児童生徒及び教職員はマスクを着用している
6	<input type="checkbox"/>	幼児児童生徒の体温の確認を行っている （家庭での登校前の体温測定、学校での必要時の体温測定）
7	<input type="checkbox"/>	幼児児童生徒のかぜ症状、強いだるさや息苦しさ等の症状の有無を確認している
8	<input type="checkbox"/>	体調がよくないときは早めに申し出ることを指導している
9	<input type="checkbox"/>	日頃から十分に休養をとり、体力や体の抵抗力を高め、バランスのよい食事をとるよう指導している
10	<input type="checkbox"/>	学級担任・教科担任は授業時間ごとに健康状態の把握を行っている
11	<input type="checkbox"/>	健康観察結果や欠席・早退した幼児児童生徒の健康情報を教職員間で共有している
	チェック	学校生活
12	<input type="checkbox"/>	こまめな手洗い、咳エチケットの重要性を指導し徹底している
13	<input type="checkbox"/>	3つの密（密閉・密集・密接）が発生しないよう配慮している
14	<input type="checkbox"/>	授業中の座席間は可能な範囲で間隔を確保できている（1m以上離す等）

【参考】次の症状がある場合は、熊本市新型コロナウイルス感染症相談電話  
（Tel096-364-3222・096-372-0705）に相談するよう家庭に連絡する  
①比較的軽いかぜ症状が続いている（4日以上は必ず）  
②息苦しさ、強いだるさ、高熱など強い症状のいずれかがある  
※職員についても同様の対応とする

各学校（園）長 様

熊本市教育長 遠藤 洋路

新型コロナウイルス感染症対策熊本市専門家会議を踏まえた対応について（通知）

新型コロナウイルス感染者の発生に伴う対応については、令和 2 年（2020 年）2 月 23 日付け教政発第 880 号にて通知したところですが、同通知中の「1 学校保健安全法第 19 条による出席停止の措置とするもの。」及び「2 学校保健安全法第 20 条による臨時休校（14 日間）の措置とするもの。」については、本市の専門家会議における委員からの意見等を踏まえて、下記のとおり見直しましたので改めて通知します。

なお、各学校（園）が予定する始業の日以降は、臨時休業措置としていることから、臨時休業期間中において、各学校で設定する登校（園）日の実施に当たっての取り扱いとして読み替えて下さい。

各学校（園）長におかれては、遺漏なきようご対応願います。

記

- 1 学校保健安全法第 19 条による出席停止の措置とするもの。
  - ① 幼児・児童・生徒の感染が判明した場合
  - ② 幼児・児童・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
  - ③ 幼児・児童・生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合
  - ④ 幼児・児童・生徒に強い倦怠感や息苦しさがある場合
  - ⑤ 上記以外にあって、幼児・児童・生徒の症状が軽度であっても、保護者が出席させることに不安を感じた場合
- 2 出席停止の期間
  - ① 上記 1 の①に該当する幼児・児童・生徒については、治癒後 14 日間を経過するまで
  - ② 上記 1 の②に該当する幼児・児童・生徒については、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して 14 日間
  - ③ 上記 1 の③④⑤に該当する幼児・児童・生徒については症状がなくなるまで

3 学校保健安全法第20条による臨時休業（休校）の措置とするもの。

- ① 幼児・児童・生徒に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合
- ② 教職員（児童育成クラブ支援員を含む）に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合
- ③ 上記により臨時休業（休校）措置とした場合、同校の児童育成クラブも閉設措置とする。

4 臨時休業（休校）の期間

臨時休業（休校）の期間は、当該幼児児童生徒及び教職員が、最後に登校・勤務した日から14日間とする。

5 教職員の服務について

教職員が新型コロナウイルスに感染した場合等の服務の取り扱いについては、令和2年3月13日付け労厚発第466号にて通知のとおりです。

なお、同通知中の臨時職員・嘱託職員の取り扱いについては、今年度からは会計年度任用職員の取り扱いとして読み替えて下さい。

お問い合わせ 教育政策課 328-2704
-----------------------------